

園名		児童名	
氏名	児童との続柄：父・母・祖父・祖母・その他		

## 状況証明（申出）書

は該当するところにチェックしてください。また、該当する事由の必要書類をご用意願います。

出産	<input type="checkbox"/> 出産(予定)日 令和 年 月 日 産前6週間前の月の1日から、産後8週間後の月末までの入園です。 ◎母子手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ)を提出してください。
障がい	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度 ◎該当する手帳の写しを提出してください。 <input type="checkbox"/> その他( )
療養	<input type="checkbox"/> 入院または常に寝ている必要がある <input type="checkbox"/> その他( ) ※必ず医師の診断書が必要です。
親族の介護等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護4・5程度 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級、要介護3程度 <input type="checkbox"/> その他( ) [介護(看護)が必要な方の氏名： 続柄： 同居・別居 ] ◎該当する手帳の写しを提出してください。
就学	<input type="checkbox"/> 就学先： 期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ◎在学証明及び時間割を提出してください。
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職が理由の場合、認定の期間は2ヶ月です。 ◎求職受付表等の写しを提出してください。

障害・療養の介護等で認定の申請をされる方へ

◎障がい者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級を除く)、療養、要介護以上の認定を受けている場合を除く)の方は下記診断書が必要です。(別様式可)

求職活動の場合はハローワークの受付票のコピーが必要です。  
 また、求職認定の期間は2ヶ月です。それ以降についても利用を希望される場合は、就労証明書の提出が必要です。

例：4月から入園  
 4～5月は求職活動で保育所等を利用することができます。この期間中に就労先を見つけ、就労証明書を提出することで、6月以降も継続して保育所等を利用することができます。

### 書

生年月日	
～ 令和 年 月 日	
5. その他	

親族の介護・看護	1. 必要とする 2. 必要としない
親族の介護・看護を必要とする場合の程度	1. 身の回りのことを、ほとんどできない 2. 身の回りのことを、自分ひとりできない 3. 身の回りのことで、何らかの介助を必要とする

上記のとおり診断します。

令和 年 月 日

住 所  
 医療機関名  
 医師氏名